

京公審答申第24号
平成8年5月17日

京 都 府 知 事
荒 巻 禎 一 様

京都府公文書公開審査会
会 長 芦 田 禮 一

公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について

平成7年10月12日付け7文教第761号で諮問のあった事案について、次の
とおり答申します。

第 1 審査会の結論

本件事案について実施機関が部分公開とした判断は妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成 7 年 8 月 8 日、異議申立人は京都府情報公開条例（昭和 6 3 年京都府条例第 1 7 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対し、「学校法人東山学園から府へ提出された平成 4 年度及び 5 年度の収支計算書（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表）（印影不要）」の公開を請求した。
- 2 実施機関は、条例第 8 条第 3 項の規定による決定期間の延長を行い、同年 9 月 8 日、上記請求に対応する公文書として「学校法人東山学園に係る平成 4 年度及び 5 年度の収支計算書（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表）」（以下「本件公文書」という。）を特定の上、別表記載部分（以下「本件非公開部分」という。）を除いて公開するとの部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- 3 本件非公開部分を公開しない理由は、条例第 5 条第 3 号に該当するためとした。
- 4 同年 9 月 1 2 日、実施機関は、本件非公開部分を除き、異議申立人の閲覧に供するとともに、その写しを交付した。
- 5 同年 9 月 2 2 日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対し異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。

第 3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるといものである。

第 4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

条例第5条第3号に該当しないことについて

学校法人東山学園（以下「当該学校法人」という。）は法律上、税制上いろいろの恩典を受け、利益を目的としない公益法人であり、府民の税金から年間5億円を超える補助金を受けながら、不明瞭な会計処理、乱脈経理が行われている。例えば、実際には実施していない調査の請求書を業者に作成させ、2通の小切手で支払っていた。

京都府は、私学の独立性、自主性を主張するが、それは正常な経理処理や補助金の処理がなされている場合であり、本件のような場合にはあてはまらず、経理の内容を開示すべきである。

なお、「私学必携」には、学校法人の会計について公明正大、明瞭かつ妥当な経理処理をしなければならないと記載されており、このような不正な経理処理が分かった以上、会計の詳細を開示すべきである。

第5 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び実施機関の職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

1 本件公文書について

本件公文書は、経常的経費に対する補助金の交付を受けている当該学校法人が、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第1項に基づき作成し、同条第2項に基づき、実施機関に提出したものであり、年度の教育活動を示したすべての資金の収支を明らかにして、かつ、支払資金のてん末を表す資金収支計算書、年度の消費収支と消費支出を明らかにして、かつ、両者の均衡の状態を表す消費収支計算書、年度末における資産、負債、正味財産（基本金、消費収支差額等）の状態（財政状態）を表す貸借対照表である。

2 条例第5条第3号に該当することについて

学校法人の運営については、私立学校法（昭和24年法律第270号）の

規定にあるように、その自主性が尊重されなければならない。法人の財務に関する記録である会計書類の取扱いについては、内部管理情報として、特に慎重な配慮が求められ、これを法人の意思と無関係に開示することは、同法の趣旨からもおのずと限界がある。また、私立学校間の競争関係は今後ますます激化していく状況にあり、各学校法人は独自の特徴を生かした経営上の戦略やノウハウなどを駆使することによってこれに対応している。これらを学校法人の会計書類からうかがい知る可能性があるため、そのすべてを開示すると法人の競争上の地位が損なわれることとなり、正当な利益を害することとなるものと思料される。

一方、私立学校は公教育の一翼を担い、「公の性質」を持っているため、同法でその公共性を高めることを求められており、また、公的な助成も行われていることから、内部管理情報である会計情報といえども、そのすべてを非開示にすべきものとはいえない。

法制度には、同法第47条で、学校法人は財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作り、常にこれを各事務所に備え置かなければならないと定めているが、同法には閲覧請求権や公告等の規定はなく、また私立学校振興助成法においても、所轄庁への計算書類の提出に関する規定はあるが、その内容の公表を定めたものはない。

また、学校法人会計基準によれば各決算書類の大科目は変更できないが、中科目以下の詳細な部分は独自の科目設定や細分化など学校法人の自主的、弾力的な運用が認められている。なお、日本私立大学団体連合会は、「私立大学の経営に関する指針」で、「学校法人の経理の開示については、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表を、大科目を中心とするなどの方法で行う。」ことを定めている。

以上のことを踏まえ、総合的に判断すると、中科目以下の内容といえども、金額も含めて開示した場合には、法人の経営戦略やノウハウに関する情報が外部に知れることとなり、私立学校が互いに激しい競争関係にある近年の状況下にあっては、競争上の地位が損なわれると認められる。また、異議申立人が主張するような不明瞭な会計処理は、関係書類の点検等を行った結果、特に認められない。このため、本件非公開部分の公開は、条例第5条第3号に規定する法人の正当な利益を害することとなると思料される。

なお、当該学校法人からは、中科目以下の内容を開示することについて反対の旨の回答を得ているところである。

第6 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

公文書公開についての条例の基本的理念は、その前文においてうたわれているように、府民に公文書の公開を請求する権利を認めるとともに、積極的に情報を提供することにより、府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、府民参加の開かれた府政の一層の推進を図り、併せて府民福祉の向上に寄与しようとするものである。

このような基本的理念を実現するためには、府が保有する情報は公開を原則とするべきであるが、その情報の中には、公開することにより個人のプライバシーや法人等の正当な利益を侵害したり、行政の公正かつ適切な執行を妨げ、ひいては府民全体の利益を損なうものもある。

このため、立法者は条例の制定に際し、制度の趣旨、公文書の公開・非公開に係る公益性、有用性等を総合衡量した結果、原則公開の条例においても、なお、例外的に非公開とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第5条において適用除外事項として具体的に類型化し規定したものである。

そして、同条に定める事項に該当するか否かについては、当該情報のみを取り出し、抽象的に捉え判断するのではなく、当該情報を取り巻く諸事情をも考慮に入れ、個々の事例に即し、具体的に判断されなければならない。

2 具体的な判断及びその理由

実施機関は、本件公文書に係る情報が、条例第5条第3号に該当すると説明するので、これについて検討、判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、当該学校法人が、私立学校法第47条及び私立学校振興助成法第14条第1項の規定により作成し、同条第2項の規定により実施機関に提出した平成4年度及び平成5年度の資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表である。

(2) 条例第5条第3号に該当することについて

条例第5条第3号は、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報が記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

そして、本件公文書は法人の経理内容を記した文書であって、法人の内

部管理情報を記録した文書である。これを公開することは、条例第5条第3号に規定されている法人の競争上の地位その他正当な利益を害する場合に当たると一般的に解釈されているところである。

ただ、本件においては、公的助成を受けている学校法人の経理内容を記録した文書の公開が求められているという限りにおいて、本件公文書については公的助成を受けていない法人のものに比して強い公開の要請があるものと考えられる。

他方、学校法人は教育事業を行うものであって、私立学校における教育の自主性が最大限に尊重されるべきとの強い要請があることも看過し得ないところである。

したがって、本件においては、以上のような特有の要因に配慮しつつ、条例第5条第3号の該当性の判断を行うのが相当である。

第一に、法人の経理内容に関する情報の公開が、すべて法人の正当な利益を害すると認めるのではなく、公的助成を受けている学校法人であることから、経理内容についても一定の範囲で公開すべき要請があるというべきである。

次に、私学への公費助成に関する法制度をみると、公的助成を受けている私立学校については、私立学校振興助成法第14条で、その設置者である学校法人の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類の作成義務及び所轄庁への提出義務が定められているが、それらの公表に関する規定はなく、また、会計処理の方法を具体的に定めた学校法人会計基準では、決算書類の大科目は変更できないが、中科目以下の部分については、独自に科目の設定や細分化をすることができることとされている。このことは、私立学校の自主性の尊重と公的資金の管理との制度的な調整の表れであると考えられる。

そして、大科目の金額を公表することによっても学校法人の財務状況は相当程度明らかになるものである。また、中科目以下の内容を公表すると、学校法人の独自の事業の計画や運用状況が財務面から明らかになり、競争上の地位その他正当な利益を害される事態が生じる。

したがって、前述のような法制度上の取扱いを前提としつつ、公的資金を受け入れている限りにおいて、その用途に係る情報は最大限公開されなければならないという社会的要請を考慮しても、中科目以下の金額等の公開は、本来、学校法人の自主的な管理にゆだねられている部分をも外部に明らかにする結果となり、当該学校法人の正当な利益を害すると認められる。なお、異議申立人は、不明瞭な会計処理が行われており、その真相解明のために公開請求を行ったと主張するが、公文書の公開・非公開の判断は、請求者の意図によるのではなく、当該公文書が条例第5条各号に

該当するか否かを客観的に判断するものであり、学校法人会計基準に基づいて処理される本件公文書の記載事項それ自体が、人の財産若しくは生活に対して重大な影響を及ぼす違法又は著しく不当な事業活動に関する情報を表示しているとは認められない。

3 結 論

以上の理由から、「第 1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

別 表

	公 開 を し な い 部 分
資金収支計算書 資金収支内訳表 消費収支計算書 消費収支内訳表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小科目の金額 ((府) 地方公共団体補助金収入を除く。) ・ 1 大科目に対して 1 小科目の場合の小科目名
人件費支出内訳表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小科目の金額 ・ 細分科目の金額及び科目名
貸借対照表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中科目以下の金額 ・ 基本金の部の各基本金ごとの金額 ・ 注記 3 の担保に供されている資産の種類及び額 4 の退職給与引当金の額の算定方法
固定資産明細表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中科目以下の金額 ・ 摘要欄
基本金明細表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各基本金の内訳
借入金明細表 第 3 号基本金の組入れに係る計画表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全部